

日本臨床腫瘍学会会員各位

## 委員会活動等の参加資格基準について

日本臨床腫瘍学会(JSMO)では、利益相反管理として、2015年1月以降、「ガイドライン委員会・教育委員会・利益相反管理委員会・倫理委員会・保険委員会」の5委員会及び付随する部会、CPG策定WG等への就任について、表1の基準にて委嘱の可否を判断しております。

円滑に学会活動を行っていただくためにも、本基準を一参考、平素からのCOI自己把握と管理にご配慮ください。

## 委員会活動等の参加資格基準

COI	申告項目	開示基準額	金額区分①	金額区分②	金額区分③
<b>就任資格条件</b>					
	<b>委員就任*1</b>		<b>可能</b>	<b>可能</b>	
	<b>委員長・副委員長</b>		<b>可能</b>	<b>可能</b>	
<b>個人収入</b>	4. 講演料	50万円/企業/年	50万円 ≤ <100万円	100万円 ≤ <200万円	200万円 ≤
	5. パンフレットなど執筆料	50万円/企業/年	50万円 ≤ <100万円	100万円 ≤ <200万円	200万円 ≤
	6. 受入れ研究費	100万円/企業/年	100万円 ≤ <1000万円	1000万円 ≤ <2000万円	2000万円 ≤
	7. 奨学寄附金	100万円/企業/年	50万円 ≤ <500万円	500万円 ≤ <1000万円	1000万円 ≤
	9. その他の報酬(接遇)	5万円/企業/年	5万円 ≤ <20万円	20万円 ≤ <50万円	50万円 ≤
<b>組織COI*2</b>	6. 受入れ研究費	1000万円/企業/年	1000万円 ≤ <2000万円	2000万円 ≤ <4000万円	4000万円 ≤
	7. 奨学寄附金	200万円/企業/年	200万円 ≤ <1000万円	1000万円 ≤ <2000万円	2000万円 ≤

\*1 ガイドライン委員会・教育委員会・利益相反管理委員会・倫理委員会・保険委員会及び、不随する部会、CPG策定WG

\*2 組織COI: 所属する講座または部門の長が受け入れている場合の金額区分(企業/年)

なお、就任資格条件は、WG長、副WG長、WGメンバー等も含まれます。